

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月29日(月) 午前9時00分から10時00分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

1番委員	7番委員
2番委員	9番委員
3番委員	10番委員
4番委員	11番委員
5番委員	12番委員
6番委員	

農地利用最適化推進委員

1番推進委員	10番推進委員
2番推進委員	11番推進委員
3番推進委員	12番推進委員
4番推進委員	13番推進委員
5番推進委員	14番推進委員
7番推進委員	15番推進委員
8番推進委員	

4. 欠席委員(2人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 1 1番委員 1 2番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「地域計画の変更」に係る意見決定について

議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」

に係る決定について

議案第6号「辞任届」の承認について

議案第7号「農地利用最適化推進委員」の委嘱について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局 長	みなさんおはようございます。 只今より、令和8年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よりお願いいたします。
議長	みなさんおはようございます。 田植えは終わりましたでしょうか。先月も出ましたが、農作業事故が多々起こっております。昨日も曾於郡の方でショベルカーの事故で若い人がショベルカーの下敷きになって亡くなられていらっしゃいます。また、梅雨が一週間そこそこで明けると思いますが、十分気を付けながら農作業に携わっていただきたいと思います。 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、11番農業委員と12番農業委員にお願いいたします。 皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。
事務局	報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1～3ページで、バンク法解約が3件、基盤法解約が8件の合計11件です。 以上で報告を終わります。
事務局	報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る5月21日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。 番号1番の申請人 TCさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は83歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字小原1066-1、地目は田、地積は451㎡で、伊佐市立湯之尾小学校から東へ約0.9kmに位置しています。申請地は田ですが水はけが悪く土を入れて畑にしたいとのことでした。 申請書類として、農地利用目的変更届、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付されております。

		以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。 以上で終わります。
議	長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。 質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 ————— 議案第1号 —————
議	長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」の貸借に係る意見決定について説明いたします。 22ページの総括表をご覧ください。期間は3年から30年で面積は269,746㎡で利用権を設定する者の数が76人、設定を受ける者の数は36人です。土地の詳細につきましては、資料5ページから21ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
議	長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見については決定いたしました。 ————— 議案第2号 —————
議	長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について

	提案いたします。 整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、10 番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る6月 23 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。 申請人 MT さんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は 72 歳です。 譲渡人 KI さんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は 72 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫 956 番 1 で、現況は畑で、地積は 2,257 m²で所有権移転売買であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2 km です。主に水稻・野菜などを栽培しており、経営意欲はあり、農機具等は主にトラクター、モア、管理機等で作業されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番について、去る6月 24 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人の TM さんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は 49 歳です。 譲渡人の TH さんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は 76 歳です。 申請地は、伊佐市大口金波田字後原 220 で、地目は畑、地積は 1,112 m²で、所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1km位で、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具はトラクター、田植え機、コンバイン等完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議 長	整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る6月 24 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。 申請人 SS さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、年齢は 33 歳です。 譲渡人 IT さんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は 81 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字屋祢添 510 番外 3 筆で、地目は田で、地積は 5,208 m²で所有権移転売買であります。譲受人の経営面積は 72,061 m²で、農業従事者は 2 名で、通作距離は約 5km で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番について、去る6月 24 日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。 申請人 TK さんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は 49 歳です。 譲渡人 KT さん 外2名 の共有名義となっていまして、KT さんは、鹿児島県始良市西餅田に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字竹下 3450 番 2 で、地目は畑、地積は 2,189 m²で、所有権移転売買であります。現地は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い申し上げます。
議 長	整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る6月 24 日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

		申請人 OHさんは、伊佐市大口曾木に居住し、年齢は55歳です。 譲渡人 CKさんは、神奈川県相模市中央区上溝に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口曾木字大立2593番2、地目は田、地積は1,822㎡です。譲受人農業従事者は3名で、所有権移転贈与です。申請地は曾木コミュニティセンターの南東約1kmに位置しており、現況は良く管理された水田であり既に植え付けされていました。譲受人のOHさんは耕作意欲があり、通作距離は約2.3kmで、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします、私の報告を終わります。
議	長	整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番について、去る6月26日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 MAさんは、伊佐市大口山野に居住し、年齢は61歳です。 譲渡人 NYさんは、伊佐市大口山野に居住し、年齢は80歳です。 申請地は、伊佐市大口山野字坂下1062番4で、地目は田、地積は383㎡で所有権移転贈与であります。農業従事者は2名です。通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から6番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月24日に、申請代理人の S行政書士 立ち合いのもと、13 番推進委員、14 番推進委員、私11 番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私11 番委員が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住まいの MY さんで、年齢は43 歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住まいの KI さんで、年齢は72 歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第1種農地となっており、転用目的は一般住宅です。申請地は伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫957番1、地目は畑、地積は538㎡で、所在地は徳辺下公民館より北へ200mに位置しており、南側は畑、東側は山林、北側は市道、西側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書など申請に必要な書類が添付されています。調査の結果におきまして、この申請については、3人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく「地域計画の変更」に係る意見決定について提案いたします。農政課の報告を求めます。

農政課 伊佐市農政課担い手支援係のIと申します。今回議案に農政課の方から農業委員会に提案をさせていただいており、意見をいただきたいと思いますので、説明させていただきます。

議案第4号「地域計画の変更」に係る意見決定についてですが、令和7年3月31日に地域計画が策定されております。10年後の農業・農地の将来の在り方について述べるものとなっております、最終の目標年度が令和16年度となっておりますが、それまでに随時計画の見直しを行っております。

今回の議案については、令和8年3月31日に変更決定を行った地域計画について見直しを行った13地区の計画を添付してございますので、それについて意見を伺うものです。

今回見直し箇所については、まず農業を担うものの位置付けとして、議案用紙の後ろに、各地区の地域計画があります。4ページ以降の4番で地域内の農業を担う者に、各地区で耕作されている方々が、いま現状どれくらい農地を集積して耕作しているのかというものになります。この一覧を変更するにあたって、次の各地区の一番最後のページに載っております。目標地図、色付けをしてある地図になりますけど、こちらも随時見直しを行い、色が変わっていく形になります。青の部分がすでに集積されて耕作されている農地、緑の部分が現状が、農地バンク法等で契約した分、利用開始をされていないが、利用開始することが決定されている分、黄色の部分がまだ集積の目途が立っていない、今後検討をしていかなければならない部分と色付けさせていただいています。

議案書の方に戻っていただいて、2つ目と3つ目の現況集積率と将来集積率については、各地区の地域計画書の1ページの下の部分、2番の農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的利用の目標の、真ん中あたりに農地集積率があります。この現状の集積率は8年5月31日現在の各地区の集積率となっております。将来の集積率につきましては、令和8年9月30日までに集積される予定で集積率を計上しています。各地区の1ページに載っていますが、議案書の方にまとめたものを図示してありますので、そちらでもご確

		認ください。以上ご審議方よろしく申し上げます。以上です。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
3 番 農 業 委 員		地域計画の中に書いてあるのですが、一つ例をあげると、3番農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置ということで、本城南永をみたのですが、3番の(3)、「基盤整備が実施済み。大区画化については現在のところ予定していない。」ということなんですけども、小規模の区画整備をしたいというところが出てきた場合、この文言でいけば、補助事業等々の対象にならないということにはならないのですか。
農 政 課		今ご意見をいただいた、3番(3)基盤整備事業の取組、これは地域計画全体の話になってくるのですが、今回、総会で意見をいただいたのですが、いただいたものを反映させたいと、7月1日から伊佐市のホームページで、この地域計画書について、これでいいかと縦覧報告を行います。そこで、他の意見が出てくれば随時変更を行い、最終的に変更したものを地域計画として変更申請しますので、もし各地区で、今お示ししている地域計画書に掲載していることに変更が生じている場合は、農政課の担い手支援係にご連絡いただければ、随時変更する形になります。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。担当部局の説明通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づく「地域計画の変更」に係る意見決定については決定しました。 ————— 議案第5号 —————
議 長		議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局お願いします。
事 務 局		議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定につきまして、資料は27ページから36ページになります。

		令和 7 年度の利用状況調査において再生利用困難と判断された農地が、田 176 筆 186,201 m²、畑 124 筆 113,176 m²の合計 300 筆 299,377 m²でした。 これらの農地につきまして、非農地判断をしてよろしいか、ご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		事務局の報告が終わりました、何かご質問はございませんか。
6 番 農 業 委 員		農振法区分で農用地となっている農地が多く含まれていると思いますけれども、伊佐市の農用地が地域計画に載っているということで、今後非農地通知がいくことで、地域計画の取り扱いをどうするのかということが 1 点と、もう 1 点は、農用地となっているところは、集団的に農業ができるところということで、圃場整備が入っていたり、または、土地改良区が所有する施設から水路を引っ張っている可能性が高いということで、その土地改良区の確認ということを、どのようにされているのかをお聞きしたい。
事 務 局		今の質問に対してですが、まず土地改良区・圃場整備区域内の農地につきましては、農業委員会がどこにどのような事業を行っているか、判断がつかないので、まず調査をしていただいて農振農用地であるか、調査をして B 判定が上がってきたときに、その B 判定の農地を、市の耕地係を通じて、全土地改良区にデータを渡して、B 判定で上げるがどうですかと打診をしている。また、今回も一部の委員さんにも、B 判定であげてもらっていたのを了解を得て、A 判定に変えたものもある。土地改良区がまずいと言われている部分については反映してあります。 地域計画については、基本的には農振農用地に、農業委員会が調査をした結果として、非農地を出すことは可能となっておりますので、地域計画と農振農用地については軽微な変更で、例えば、5 年後の見直しでまとめて落とす、それができなければ、農地として使うのが可能であるので農地に戻すといったところで、事後でも農地に戻すことが可能であるので、その年その年の調査の結果を反映させることでお願いしたいと考えている。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議 長		なしということですので、事務局案のとおり決定いたします。
		—————追加議案第6号 —————
議 長		追加議案第 6 号「辞任届」の承認について議題といたします。

		事務局の説明を求めます。
事務局		追加議案第6号「辞任届」の承認について、説明いたします。 令和8年5月8日付けで、農地利用最適化推進委員の6番推進委員より辞任届が提出されました。 理由につきましては、「一身上の都合により令和8年6月30日をもって農地利用最適化推進委員を辞任したいのでご了承願います。」と書かれています。 農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができますとあります。 委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議長	長	事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議長	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 追加議案第6号事務局の説明のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	長	全員賛成であります。よって追加議案第6号「辞任届」は承認されました。 —————追加議案第7号—————
議長	長	追加議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局		別紙「農地利用最適化推進委員名簿」に1名の方が記載されております。追加資料をご覧ください。追加議案6号で説明をしました、6番推進委員より、本年度始めに体調不良であるので、後任を探して欲しいと相談を受けて、委員を探していたところ、7番推進委員からの推薦で、伊佐市大口鳥巢下 在住の MH さんに相談したところ、農地利用最適化推進委員を引き受けていただけるとのことでしたので、今回提案しました。

		農業委員会等に関する法律第17条第1項に「農地利用最適化推進委員の委嘱」とあります。その内容は、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」となっております。以上で説明を終わります。
議	長	事務局の説明が終わりました。これについて、質問・ご意見はございませんか。最適化推進委員を承認するのは、農業委員が委嘱することから、この名簿の方に対してのご異議はございませんかということです。 (「なし」という声、あり。)
議	長	異議なしということですので、農地利用最適化推進委員の委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員賛成であります。追加議案第7号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」農地利用最適化推進委員1人を決定いたします。 それでは MH 委員、あいさつをお願いします。
M H 委 員		(MH委員 あいさつ) —————その他 —————
議	長	事務局お願いします。
事 務 局		6月の行事予定ですが、2日(火)から3日(水)が全国農業委員会会長大会が東京都で開催されましたが台風接近のため欠席、5日(金)6月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席、24日(水)が現地調査を一斉に行いました。本日29日(月)が第3回農業委員会総会です。 7月の行事予定ですが、6日(月)7月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、23日(木)が現地調査予定、28日(火)が第4回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。
2	番	農業委員の欠員を事務局はどう考えているのか。

農 業 委 員 事 務 局	農業委員の欠員補充について、農業委員の選任手続きに関する規則に「委員の欠員が定数の5分の2を超えた場合は委員を補充することができる」の条文があり、まずはその改正が必要である。その後選考委員会、議会承認の手続を経ることが必要である。最適化推進委員については選任手続きの規則を以前改正したので補充ができたが、農業委員については規則を改正しないと欠員補充はできない状態である。
1 2 番 農 業 委 員	議会承認というのは、議案書を出せばそれが通らないというものではない。5分の2というものを、他市町村を参考にしながら、伊佐市農業委員会の実情を考えて規則を変更することはできないのか。我々の伊佐市農業委員会で作っているものであれば、それを変更する考えはないのか。
4 番 農 業 委 員	5分の2以上の欠員が出た場合は補充ができるとのことですが、それに達しなくても、「一人足りないのだから委員を見つけてみようか」との意向があって、一人見つけて補充することには、何も差支えがないと思う。利用状況調査についても、一人減ればそれだけ他委員の負担が増える。委員の補充を見つけて、早々に欠員補充をしてもらいたい。
事 務 局	農業委員の方々のご意見がございましたので、規則については、委員の補充することができるなどの文言を入れる等、検討をさせていただきます。
議 長	只今の意見は今後検討して、前向きに進めるとのことですので、またご報告いたします。ほかにございませんでしょうか。 (「なし」という声、あり。)
事 務 局 長	以上で、令和8年度第3回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。 みなさまお疲れさまでした。(解散)

【終了時間 午前 10 時 00 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 1 番

伊佐市農業委員 1 2 番